

## 5条申請添付書類

\*申請書2部（正本・副本）に下記の書類を添付して提出してください。

土地の登記事項全部証明書	法務局 (取得後3カ月以内のもの)	原本1部 コピー1部
土地の公図(字限図/確定図/国調図) ※隣接地の地番も確認できるもの	〃 (取得後3カ月以内のもの)	原本1部 コピー1部
位 置 図	任意様式 (住宅地図で代用可)	原本1部 コピー1部
付 近 見 取 図	公図のコピーに隣接地の地番・地目・ 所有者名を記入すること	原本1部 コピー1部
同意書又は疎明書	隣接農地の所有者・耕作者、 地区代表(区長・自治会長)、水利代表	原本1部 コピー1部
農振除外証明書	農 政 課	原本1部 コピー1部
用地選定理由書	任意様式	原本1部 コピー1部
土地利用計画図(進入路、用排水計画 等を詳細に記載) ※切土・盛土をする場合は断面図も添付	工務店・施工業者など	原本1部 コピー1部
配置図(平面図・立面図)	〃	原本1部 コピー1部
見 積 書 (用地取得費用を含む)	〃	原本1部 コピー1部
資金証明書 (残高証明又は融資証明)	金融機関 (自己資金の場合は通帳写し可)	原本1部 コピー1部
土地改良区意見書(該当地区のみ) ※決済金が必要になる場合あり	東播土地改良区 加古川西部土地改良区	原本1部 コピー1部

### 【留意事項】

- ・ 抵当権・仮登記がある場合は、権利者の同意書が必要です。
- ・ 無断転用の場合は、始末書と写真が必要です。
- ・ 法人の場合は、法人の定款の写し又は登記事項証明書を添付してください。
- ・ 他法令による許可が必要な場合は、許可書の写し又は申請中であることがわかるものを添付してください。
- ・ 行政書士へ委任される場合は、委任状が必要です。

### ★許可前の工事着工はできません★

転用の許可申請から許可までには、約2ヶ月の期間を要します。

許可されるまでは、工事着工はできません。